

陸別町高齢者世帯等生活支援事業の「申請」はお済みですか？

2/28
まで

陸別町では、コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯・障がい者世帯等の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、「支援金」を支給しています。

1. 支給対象となる世帯

令和4年9月1日現在において、陸別町に住所があり、現に居住し、かつ全ての世帯員の令和4年度の「町民税均等割が非課税」である世帯で、次のいずれかに該当する世帯。

- ① 65歳以上の「高齢者のみで構成する世帯」
- ② 身体・精神障がい者の手帳、療育手帳の「所持者が同居する世帯」

ただし、社会福祉施設（グループホームを含む）入所者、長期入院者及び長期不在者のみで構成される世帯は除きます。

2. 支援金額及び支給方法

支援金額は、1世帯当たり 12,000円を口座へ振り込みます。

3. 受付期間

令和4年11月7日(月)～ 令和5年2月28日(火)

「申請書」は 福祉担当窓口にあります

【お問い合わせは】

保健福祉センター 福祉担当（電話27-8001）まで

